

平成30年度

ボランティア・NPO応援助成 みんなで作ろう！福祉のまち守山



赤い羽根が、守山区の地域福祉活動を応援します！

対象団体：守山区で活動する非営利の次の団体とします。

- (1) 法人格をもたない任意団体（ボランティア等）
- (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）

対象事業：平成30年度中に守山区内で実施する地域福祉活動

助成金額：1団体につき10万円を上限とします。（総額50万円限度）

申請：守山区社会福祉協議会窓口または本会ホームページにて申請書を配布します。
必要事項をご記入の上、必要書類を添えて郵送または来所にてご応募ください。

【しめきり 平成30年6月15日(金) 必着】

審査：・第一次審査 書類審査

・第二次審査 公開プレゼンテーション審査

日時：平成30年7月6日(金)午前9時00分～

場所：守山区社会福祉協議会 3階 研修室

内容：1団体5分程度のプレゼンテーション(事業説明)を行っていただき、
その内容をもとに審査員が審査し、助成額を決定します。

この助成事業は、「赤い羽根共同募金」を財源に実施します。

1 応募できる団体

守山区内で活動する非営利の次の団体とします。ただし、平成30年度に本会から他の助成を受けている、または受ける予定のある団体は除きます。なお、全市域を対象とする活動団体については対象外とします。

(1) 法人格をもたない任意団体（ボランティア団体等）

※任意団体としての申請であっても、実質は社会福祉法人等の事業であると判断される場合には対象外とします。

(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）

2 助成対象事業

平成30年度中に守山区内で実施する地域福祉活動を対象とします。なお、その活動に必要な備品や消耗品の購入も対象とします。

ただし、次の事業および経費は除きます。

(1) 団体所属会員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費

(2) 人件費、家賃、光熱水費、通信費等の団体運営にかかる経費

(3) 障害者自立支援法、介護保険法による事業

(4) 営利を目的とする事業

(5) 活動の目的および活動内容が、政治・宗教に偏っている事業

(6) その他、事業経費として不適当と認められるもの

(7) 同一団体が実施する事業のうち、本事業による助成を過去に3回受けた事業で事業内容が同一と判断されるもの。

3 助成金額

1団体につき10万円を上限とし、助成総額は50万円を限度とします。

4 応募方法

別紙「ボランティア・NPO応援助成 申請書（様式1-1、様式1-2）」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、守山区社会福祉協議会へ郵送または来所にてお申し込みください。（FAXでの受付はできません。）

なお、1団体につき1事業のみの申請とします。

5 申込締切日

平成30年6月15日（金）必着

6 審査

(1) 第一次審査 書類審査

結果は平成30年6月22日（金）発送予定です。

(2) 第二次審査 公開プレゼンテーション審査

日時 平成30年7月6日（金）9:00～

場所 守山区社会福祉協議会 3階 研修室

第一次審査を通過した団体のみなさんに、公開プレゼンテーション（事業説明）をしていただき、審査員が助成団体及び助成額を審査、決定します。1団体の持ち時間は、プレゼンテーション5分、質疑応答5分（合計10分）です。

7 審査員

学識経験者、各種福祉団体関係者、本会理事等を予定しています。

8 審査基準

下記の（１）～（５）を基準に審査し、助成額を決定します。

（１）必要性

- ・区民の福祉ニーズに合致しているか。

（２）先駆性

- ・新しい福祉課題を解決する先駆的な取り組みか。

（３）広域性（地域との連携）

- ・特定の会員だけを対象とした自助的な事業ではなく、地域への広がりが期待できるか。

（４）継続性

- ・事業が単発ではなく、継続的な効果が期待できるか。

（５）効率性

- ・効率的に経費が活用されているか。

9 助成金の交付

対象となった団体に、平成30年7月末から助成金を交付予定です。

10 実施報告

事業終了後、所定の報告書を提出していただきます。

内容につきましては、インターネットや広報紙等で公開されます。

（例：赤い羽根データベース「はねっと」 www.akaihane.or.jp）

11 その他

- ・申請書類は黒のボールペンでご記入ください。または同形式であればパソコン等で作成いただいても構いません。申請書は本会ホームページにも掲載していますので、印刷してご使用ください。
- ・申請書類（様式1-1）、はそのままプレゼンテーション審査の資料になり、一般に公表されますのでご了承ください。ただし、様式1-2（個人の連絡先等）につきましては公開しません。
- ・申請内容についてお問い合わせをさせていただくことがありますので、申請書等の写しを必ず保存しておいてください。
- ・ご提出いただいた申請書および必要書類は返却できませんのでご了承ください。



ところで・・・

「赤い羽根共同募金」ってなんだろう？

赤い羽根共同募金は、毎年10月から12月まで「赤い羽根」をシンボルとして実施される募金運動です。

区民の皆さまからお寄せいただいた募金のうち、約28%は愛知県内の民間社会福祉施設の充実のため使われていますが、約72%は守山区内の地域福祉活動の貴重な財源となっています。この「ボランティア・NPO応援助成」も赤い羽根共同募金を財源に行われます。

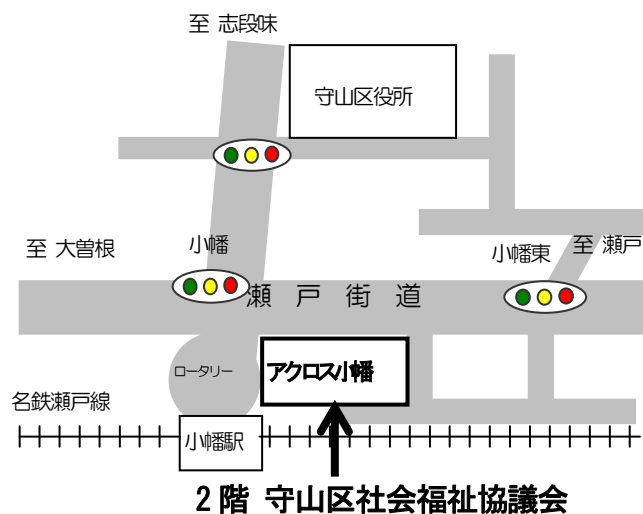
<こんなことに役立っています！>

- 高齢者の孤立防止を目的とした配食や見守りの実施
- 高齢者や障がい者の地域生活を支えるボランティアの啓発や養成
- 地域ぐるみでの子育てを目指す「子育てサロン」の開催
- 身近な地域で住民のふれあいの場づくり …などなど



ご応募・お問い合わせ

社会福祉法人 名古屋市守山区社会福祉協議会



〒463-0048

守山区小幡南一丁目24番10号（名鉄小幡駅前アクロス小幡2階）

TEL : (052) 758-2011

FAX : (052) 758-2015